**公　告**

次のとおり公募型企画競争（プロポーザル）に付します。

4壱病第　７３　号

令和４年１０月１７日

長崎県壱岐病院　　院長　向原 茂明

1．公募型企画競争に付す事項

（1）調達件名

長崎県壱岐病院部門システム整備・院内ネットワーク整備

　（2）定義

本公告及び公告に付随する文書等において、公募型プロポーザル方式とは、本調達に関して評価

項目及び評価基準を定め、公募により企画提案書の提出を求め、提案内容を評価し、最も優れた

提案者を選定することをいう。

（3）調達内容

長崎県壱岐病院の部門システム一式の調達及び院内ネットワーク整備

調達の詳細及び部門システムの仕様等については、「病院情報システム仕様書（部門システム・院内ネットワーク）」内に定める。提供された資料については、本調達事業以外に用いてはならず、資料に記載された全ての内容において開示又は漏洩させてはならない。

（4）稼働開始予定日

**令和　５年　８月　１日（火）**

（5）履行場所

長崎県壱岐市郷ノ浦町東触1626番地

長崎県壱岐病院

　2．病院概要

（1）病床数

許可病床数　228床「一般病床120床・結核6床・感染4床・療養病床48床・精神50床（平成

23年度より休床）」

（2）標榜診療科（令和4年4月1日現在）

　　　内科、外科、整形外科、耳鼻いんこう科、眼科、産婦人科、泌尿器科、精神科、小児科

呼吸器内科、消化器内科、循環器内科、皮膚科、リハビリテーション科、放射線科、麻酔科

脳神経外科

（3）患者数（令和４年度見込）

　　①外来患者数の状況

　　　ア　1日平均患者数　　　　　　　約340人

　　　イ　1日平均健診患者数　　　　　 約30人

　　②入院患者数の状況

　　　ア　1日当たりの平均患者数　　　約130人

　　　イ　新入院患者数（1日当たり）　 約10人

　　　ウ　退院患者数（1日当たり）　　 約10人

　　　エ　平均在院日数（療養を除く）　 約13日

　　③休日当番日（年末年始及び5月連休時年間10日程度）の状況

　　　ア　1日当たりの来院患者数　　　約45名

3．参加資格

　プロポーザルに参加資格のある業者は

（1）150床以上の医療機関において、電子カルテまたは、電子カルテに連携したシステムの稼働実績が5施設以上あること。または、公告時現在、それらの保守契約を受託中の運営実績が3件以上あること。

(2) 医療機関において、院内ネットワーク整備の実績があること。

（3）令和４年度壱岐市競争入札参加資格審査申請書を提出し、受理を受けた者。

　（4）次の各号いずれにも該当しない者

①地方自治法施行令第 167 条の 4 第 1 項の規定に該当する者

②次のアからカまでいずれかに該当する事実があった後 2 年を経過していない者又はその者を

代理人、支配人その他の使用人若しくは入札代理人として使用する者

ア）契約の履行に当たり、故意に工事若しくは製造を粗雑にし、又は物件の品質若しくは数

量に関して不正の行為をした者

イ）競争入札又はせり売りにおいて、その公正な競争の執行を妨げた者又は公正な価格の成

立を害し、若しくは不正の利益を得るために連合した者

ウ）落札者が契約を締結すること又は契約者が契約を履行することを妨げた者

エ）地方自治法(昭和 22 年法律第 67 号)第 234 条の 2 第 1 項の規定による監督又は検

査の実施に当たり職員の職務の執行を妨げた者

オ）正当な理由がなくて契約を履行しなかった者

カ）アからオまでのいずれかに該当する事実があった後 2 年を経過しない者を契約の履行

に当たり代理人、支配人その他の使用人として使用した者

③提出書類に故意に虚偽の事実を記載した者

④営業に関し、許可、認可等を必要とする場合において、これを得ていない者

⑤原則として 3 年以上の営業実績を有しない者

⑥長崎県が行う各種契約からの暴力団等排除要綱に基づき排除措置を受けている者

直近3年間に継続して健全な運営実績を持ち、かつ安定した経営能力を有すること。

（5）会社更生法(平成14年法律第154号)の規定による更生手続き開始の申し立て中、または更生手

続き中でないこと。

（6）民事再生法(平成11年法律第225号)の規定による再生手続き開始の申し立て中、または再生

手続き中でないこと。

（7）公共の安全及び福祉を脅かす恐れのある者でないこと。

（8）宗教活動や政治活動を主たる目的とする者でないこと。

4．担当部局

長崎県壱岐病院　総務課　財務係

〒811－5132　長崎県壱岐市郷ノ浦町東触1626番地

　　ＴＥＬ:　0920－47－1131

ＦＡＸ:　0920－47－5607

E-MAIL:　iki-hospital@ikihp.jp

5．プロポーザル参加申請書の提出

　（1）受付期間

　　　令和４年１０月１７日（月）から令和４年１０月２４日（月）午後５時まで

（2）提出書類

　　　提出が必要な書類については下記の通り。プロポーザル参加申請書の受理後、当院にて資格審査

を行い、資格審査結果通知書を送付する。

1. 参加申請書（様式第１号）　　　　1部
2. 参加企業実績　　　　　　　　　　1部
3. 整備実績（任意様式）　　　　　　1部

　（3）提出先

　　　4の担当部局

　（4）提出方法

　　　持参又は郵送(簡易書留又はゆうパックに限る)にて提出すること。

　　　郵送の場合は、令和４年１０月２４日（月）午後５時必着とする。

　　　持参の場合の受付時間は、長崎県病院企業団の休日を定める条例(平成 21 年長崎県病院企業団

条例第3号)第1条第1項に規定する休日を除く午前9時から午後5時(正午から午後1時までの

間を除く)までとする。

　6．プロポーザル参加を辞退する場合

　　参加申請書を提出した業者がプロポーザル参加を辞退する場合、速やかに担当部局へ連絡すること。

　7．現場説明

　　本プロポーザルにおいて、現場説明は実施しない。

　8．企画提案書の提出

　　参加申請書を提出し、参加資格を有すると認められた業者は、「病院情報システム仕様書（部門シス

テム・院内ネットワーク）」の内容に準拠し次の通り企画提案書を提出すること。

　　（1）受付期間

　　　　令和４年１０月２５日（火）から令和４年１１月９日（水）まで

　　（2）提出書類

　　　　①企画提案書　　　 　　 8部（正本1部、副本７部）

　　　　②見積書・参考価格　　各1部（様式第４号、様式第５号）

　　　　③企画提案書の電子データ（ＣＤ等にデータを書き込み添付すること）

　　　　④機能要求仕様書に定めるISO等の資格を所有している場合は、証明書の写し等を1部添付す

ること。

（3）提出先

　　　　4の担当部局

（4）提出方法

　　　　持参又は郵送(簡易書留又はゆうパックに限る)にて提出すること。

　　　　郵送の場合は、令和４年１１月９日（水）午後５時必着とする。

　　　　持参の場合の受付時間は、長崎県病院企業団の休日を定める条例(平成 21 年長崎県病院企業

　　　　団条例第3号)第1条第1項に規定する休日を除く午前9時から午後5時(正午から午後1時ま

での間を除く)までとする。

　9．参加申請書および企画提案書作成に関する質疑について

　（1）提出期限

　　　①参加申請書に関して

　　　　令和４年１０月１７日（月）から令和４年１０月２１日（金）午後５時まで

　　　②企画提案書に関して

　　　　令和４年１０月２５日（火）から令和４年１１月４日（金）午後５時まで

　（2）質疑様式及び提出方法

　　　質問書(様式第２号)に質疑内容を明記の上、メール及びFAX で送信すること。

送信後は4の担当部局へ必ず電話連絡し、到着確認を行うこと。

　（3）送信先

　　　4の担当部局とする。

　（4）質疑の回答

　　　　参加申込書作成に関する質疑については令和４年１０月２４日（月）午後５時までに、他の参

加者の質疑も含め、全参加者に E-MAILで回答する。企画提案書作成に関する質疑については令

和４年１１月７日（月）午後５時までに、他の業者の質疑も含め、資格審査を通過した全業者

にE-MAILで回答する。

10．交渉権者の選定

　　交渉権者の選定は、提案者から提出された提案書及び見積書に基づいて、各参加者のプレゼンテー

ションを受け、当院選定委員会が評価項目に基づき総合的に審査を行い選定する。選定にあたって

は、交渉権順位を付与する。

（1）プレゼンテーション

　　①　日　　時　：　令和４年１１月１４日（月）　午後１時３０分～

②　場　　所　：　長崎県壱岐病院　2階第1会議室

③　内　　容　：　プレゼンテーション（２０分）、質疑（１０分）

④　そ の 他　：　プレゼンテーションにかかる費用等は提案者の負担とする

（2）評価項目

評価項目は下記の通りとする。

提案書を作成するにあたっては、各仕様へ対応した記載を行うとともに、下記評価項目に対す

る提案を、病院職員が理解しやすい表記で整理し、記載すること。

|  |  |
| --- | --- |
| 評価項目 |  |
| 1. 機能要求仕様の充足度 | |
| ・機能要求仕様書の記載項目をどの程度満たすことができているか。 | 30 |
| 2.調達目標達成のための提案の質 | |
| ①医療の質向上  ・医療業務を高度に支援する機能が用意されているか。  ・チーム医療に必須となる、多職種間の情報共有（横の連携）、指示管理（縦の連携）を十分に遂行できる機能が提案されているか。 | 30 |
| ②医療安全の向上  ・医療安全の向上に必要な情報を管理し、共有する機能の提案がなされているか。  ・各機能の入力画面・参照画面構成、表示データの表現方法等に医療安全に関する配慮がなされているか。 | 30 |
| ③データ二次利用促進  ・提案内容において、データウェアハウス、統計機能の取得可能データ項目の範囲はどの程度か。  ・分析・資料作成等を行うユーザを支援する機能の提案がなされているか。  ・実際の病院内の経営改善活動につなげることのできる効果的な提案となっているか。 | 30 |
| 3.スケジュール・導入体制 | |
| ①スケジュール  ・確実に新システムに移行できるスケジュールか。  ・病院職員の業務を考慮したスケジュールとなっているか。 | 10 |
| ②導入体制  ・病院調達システム側への対応も十分に配慮された、導入に向けての管理体制が提案されているか。  ・操作研修、リハーサル体制等の提案内容は十分か。  ・導入前から導入までの職員作業負担軽減につながる支援体制は提案されているか。  ・システムに適した業務運用体制の構築支援について、提案されているか。 | 10 |
| 4.システム設計及びシステムの将来性、安定性 | |
| ①システム設計  ・システム・データベースの設計は、稼働後の医療制度及び診療報酬制度の変化について適応しやすいよう工夫されているか。  ・データベース設計、機器構成を効率化するなど、システムの複雑化を軽減する対策が取られているか。  ・システムが提供する機能全てにおいて、十分なレスポンス性能を提供できる提案になっているか。  ・負荷の高い業務の処理性能・効率性は十分か。 | 20 |
| ②システムの将来性、安定性  ・端末の動作安定性は確保されているか。  ・相乗りシステム検証体制は適切か。  ・サーバ及び端末のウイルス対策は問題ないか。  ・次回更新時までに標準機能の拡張・更新を行うことができるか。 | 20 |
| 5.ネットワーク構築 | |
| ①ネットワーク全体の整備  ・医療系ネットワークの安定性。業務用インターネット環境の利便性向上、遠隔診療普及への対応、ゲスト用無線環境の構築、将来的なネットワーク設計変更への拡張性のあるネットワーク構築。障害対策の強化。上記を十分に満たす提案となっているか。 | 20 |
| ②ネットワーク管理機能・保守機能の強化  ・無線 LAN の電波管理の強化、サイバー攻撃対策の強化、IT 資産管理の強化、職員のネットワーク運用・管理業務の負担軽減。  ・ネットワーク保守業者の障害復旧作業の負担減及び作業時間短縮。ネットワーク保守業者の設定変更作業の負担減及び作業時間短縮。 | 10 |
| 6.保守体制の質・費用 | |
| 1. 24 時間保守体制の構築   ・離島における安定的な保守体制構築として必須となる、24 時間体制でのハードウェア保守及びそれに付随する軽微なソフトウェア作業を行うことのできる内容が提案されているか。 | 20 |
| ②ソフトウェア保守体制・システムサポート体制  ・担当 SE と病院との円滑な連絡体制が提案されているか。  ・病院調達のシステムに対し、ソフトウェアベンダーとしてどの程度までサポートをできるか。  ・診療報酬制度改定対応は安全かつ確実に対応できる提案となっているか。 | 10 |
| ③ハードウェア保守体制  ・納入された機器を十分に保守できる体制が提案されているか。  ・島内に予備在庫を保管するなど、故障時に迅速な復旧ができる体制となっているか。 | 10 |
| 1. 保守費用   ・要求に対する保守サービスとして、費用は妥当なものとなっているか。 | 50 |
| 7.サーバ障害対策 | |
| ・サーバ障害時、被災時等におけるデータ保全、復旧作業の技術的対策は十分に考慮された提案となっているか。 | 20 |
| 8.初期導入費用 | |
| ・本調達に係る初期導入費用について、妥当なものとなっているか。 | 70 |
| 9.その他評価 | |
| ・本調達の仕様書に定める内容以外に、提案者より調達目標の達成に寄与する提案がなされているか。 | 10 |

（3）参加無効となる場合

①提出期限を経過して提案書が到達した場合

②故意に虚偽の記載がなされている場合

（4）選定結果の通知

機種等選定委員会による選定終了後、選定結果通知書にて参加者へ通知する。

検討の経過や点数等の審査内容、選定の理由については、一切公表しないものとする。

1. 通 知 日　：　令和４年１１月１７日（木）

②　通知方法　：　全参加者に書面で通知する

1. 結果に対する理由説明

交渉権順位を付与されなかった者はその理由について、書面（任意様式）にて担当部局に求めることができる。担当部局は、理由を求められた場合、速やかに書面により回答す

るものとする。

ア　提出期限　：　令和４年１１月２１日（月）　午後５時まで

イ　提出場所　：　長崎県壱岐病院　総務課　財務係

ウ　提出方法　：　郵送、持参または電子メール

審査の結果、第一交渉権者となった者には、担当者より契約価格等の交渉の日時を通知する。第

一交渉権者との交渉が不調となった場合、次順位交渉権者に交渉日時を通知する。

なお、交渉権者が次の各号に抵触した際は、直ちにその地位を喪失し、その者との交渉は打ち切

ることとする。

①　他の交渉権者の交渉を妨害した場合

②　交渉の妨害、契約手続きの遅延を目的として交渉権を得た場合

③　他の交渉権者と連合した場合は関係交渉権者全員（連合が想定される場合は、交渉を一時中

断する。契約後に連合が発覚した場合には履行の既済部分を除き契約を無効とする。）

　　④　交渉を拒否した場合

　　⑤　交渉中に辞退を申し出た場合

　　⑥　当初見積額を下回る価格を提示しない場合で、かつ、その理由を説明できない場合

　　⑦　担当者において交渉が膠着状態に陥ったと判断した場合

以下、交渉が不調となった場合は同様に交渉順位に従い、暫時交渉日時を通知するが、担当者が

これ以上の交渉を行っても契約価格決定に到らないと判断した場合は、契約手続そのものを打ち

切り、再度入札を執行する。なお、今回参加者に次回以降の優先参加あるいは意図的な排除とい

った措置は講じない。

11. 入札保証金

入札保証金は免除とする。

12. 契約保証金

契約保証金の額は、契約金額(消費税及び地方消費税を含む。)の 100 分の 10 以上の金額とす

る。ただし、長崎県病院企業団財務規程第 147 条に掲げる担保の提供、財務規程第 148 条第 1

項第 1 号に規定する履行保証保険証券の提供に代えることができる。次の場合には、契約保証

金の納付が免除される。

（1）保険会社との間に長崎県壱岐病院院長を被保険者とする履行保証保険契約を締結し、その

証書を提出したとき。

（2）提案書提出期限日の前日から前々年度までの間において、長崎県若しくは他の地方公共団体又

は国との同種、同規模の契約の履行証明(2 件)を提出したとき。

ただし、契約上の義務の履行を怠った場合は、落札者は「売買契約書」に基づき違約金を当院

の指定する期間内に、当院に支払わなければならない。

13. プロポーザル日程等

|  |  |
| --- | --- |
| 区　分 | 期　間　、　期　限　等 |
| 公告日 | 令和４年１０月１７日（月） |
| 参加申請書等受付期間 | 令和４年１０月１７日（月）　～　１０月２４日（月） |
| 企画提案書提出期間 | 令和４年１０月２５日（火）　～　１１月　９日（水） |
| 質疑書（参加申込）の受付期間 | 令和４年１０月１７日（月）　～　１０月２１日（金） |
| 質疑書（参加申込）への回答 | 令和４年１０月２４日（月） |
| 質疑書（提案書）の受付期間 | 令和４年１０月２５日（火）　～　　１１月　４日（金） |
| 質疑書（提案書）への回答 | 令和４年１１月　７日（月） |
| プレゼンテーション | 令和４年１１月１４日（月） |
| 審査結果通知 | 令和４年１１月１７日（木） |
| 導入準備期間 | 契約日　　　～　　令和５年７月３１日（月） |
| 履行開始 | 令和５年８月　１日 |

14．その他

（1）提出書類は次のように取り扱う。

　　①企画提案書等の作成及び応募等本プロポーザル参加に要する経費はすべて参加者の負担とす

る。

　　②提出された書類等は返却しない。

　　③提出された書類等は、提出者に無断で本プロポーザル以外に使用しない。

　　④提出された書類等は、審査及び説明のためにその写しを作成し、使用することができるもの

とする。

1. 本プロポーザルに係る提出書類について、当該書類の受理後に置いては差し替え追加、削除
2. 等は一切認めない。ただし、当院が必要とする場合は、追加資料の提出を求める場合がある。

（2）審査に係る審査会は非公開とする。